

平成28年7月13日 決定  
平成30年5月9日 一部改正  
令和3年3月17日 一部改正  
法科大学院教授会

## 法科大学院における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

### 1. 相談体制（流れ図①②③）

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センター インクルージョン支援推進室に相談のうえ、「授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書（様式1）」を作成し、学生支援課に提出する。

### 2. 法科大学院における合理的配慮の協議（流れ図④⑤）

学生支援課から様式1を受取した人文社会科学系事務部教務課は（④）、法科大学院運営委員会に配慮内容の検討を依頼する。法科大学院運営委員会より検討結果の報告を受けた法科大学院長は配慮内容を決定する。（⑤）

### 3. 配慮内容の通知（流れ図⑥⑦）

人文社会科学系事務部教務課は、法科大学院長名義で「合理的配慮依頼文」を作成し、担当教員へ送付の上、配慮を依頼するとともに、「合理的配慮依頼文」の写しを学生支援課及びインクルージョン支援推進室に送付する。（⑥）

また、人文社会科学系事務部教務課は、法科大学院長名義で「合理的配慮受付通知文」を作成し、学生へ送付する。（⑦）

### 4. 建設的対話（流れ図⑧⑨⑩⑫）

合理的配慮の実施方法等について詳細を検討する建設的対話は、「合理的配慮依頼文」への教員の回答及びその結果を学生に通知することをもっておこなう（書面による建設的対話）。

担当教員は、人文社会科学系事務部教務課から送付された「合理的配慮依頼文」をもとに、要望された配慮の実施可否等について検討し、検討結果の回答を「合理的配慮依頼文」へ記入して人文社会科学系事務部教務課へ送付する（⑧）。その際、「要検討」および「実施不可能」とした場合は、その理由を記入する。人文社会科学系事務部教務課は、教員の検討結果が記入された「合理的配慮依頼文」を学生及び学生支援課へ随時送付する（⑨）。

学生は、検討結果が記入された「合理的配慮依頼文」をもとに、要望した配慮が「要検討」または「実施不可能」となった科目についてその理由を確認し、それでもなお建設的対話を必要とする場合は、直に行う建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法等を踏まえた協議）を行い、相互理解を通じて、合意形成し、決定・実施する（⑩⑫）。直に行う建設的対話については、様式1において学生が部局による調整を希望している場合は、学生が人文社会科学系事務部教務課に申し出ることとし、人文社会科学系事務部教務課は実施方法や日程等の調整を行い、同席し、対話の内容を記録する。

### 5. 配慮の実施（流れ図⑪⑫）

担当教員は、配慮実施にあたって必要な準備等がある場合は、人文社会科学系事務部教務課または法科

大学院事務室と協議する。(⑪) 担当教員は、上記 4. の建設的対話および⑪の協議等により、合意形成し配慮を実施する (⑫)

#### 6. 法科大学院のみで対応が困難な事案の報告相談 (⑬⑭⑮⑯)

部局のみでの対応が困難な事案については、法科大学院長は、障害者支援推進担当理事(学生支援課)に相談する。(⑬)

障害者支援推進担当理事は、学生支援課に調整の指示を行い(⑭)、障害者支援推進専門委員会に附議し、対応について検討した後、決定した配慮内容等を法科大学院長に通知する。(⑮⑯)

#### 7. 不服申立

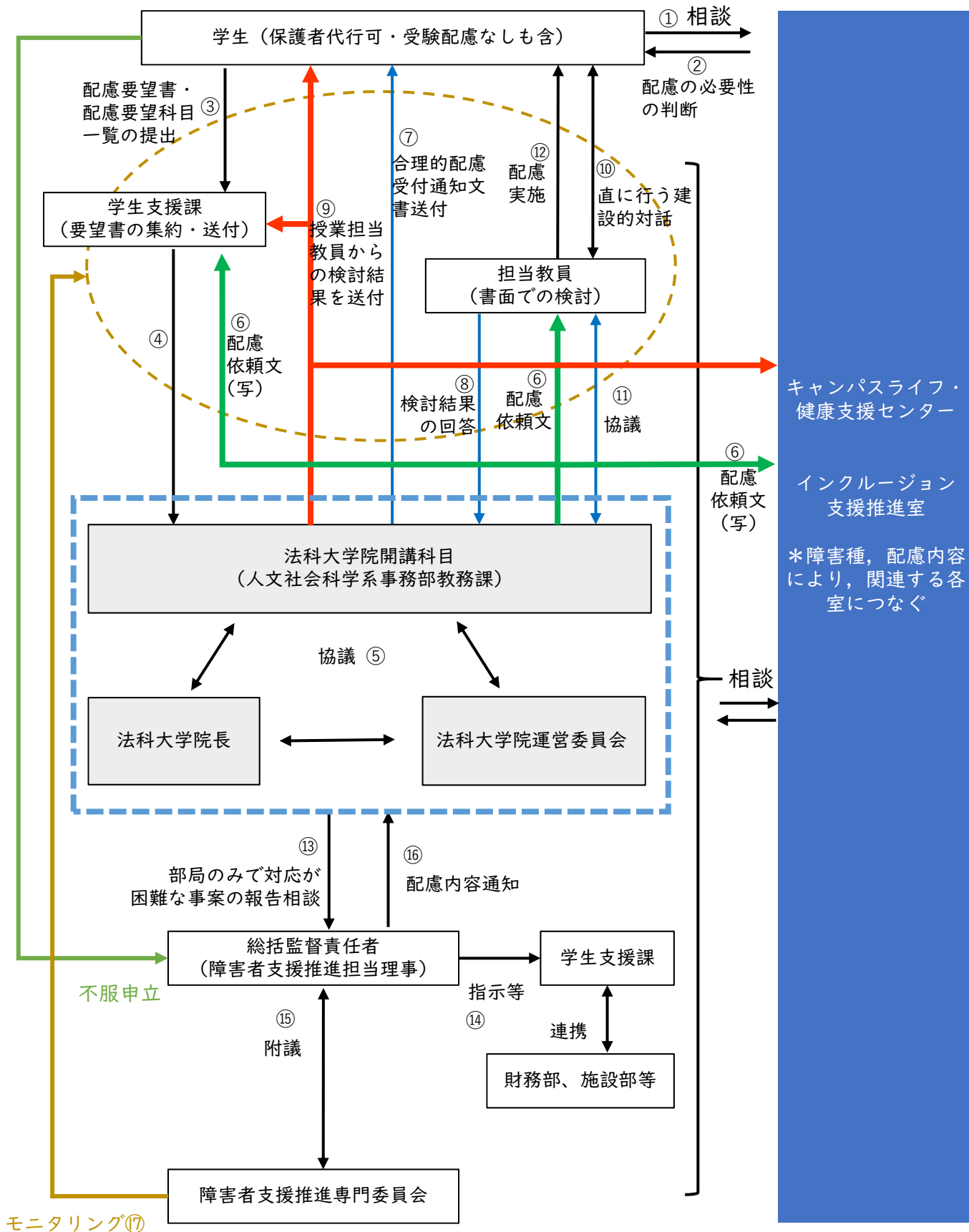
学生は、法科大学院長が決定した配慮内容等に不服がある場合は、障害者支援推進担当理事(学生支援課)あてに申し立てることができる。

#### 8. その他

学生は、合理的配慮要望書を提出したにも関わらず、配慮の決定及び実施に遅延が生じている場合、又はその他要望に対し相談事項が生じた場合は、学生支援課に相談することができる。

※ キャンパスライフ・健康支援センター インクルージョン支援推進室に、適宜、相談するものとする。

<障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ>



キャンパスライフ・健康支援センター  
 インクルージョン支援推進室  
 \*障害種、配慮内容により、関連する各室につなぐ